

## 桶川市就学支援委員会要綱

昭和62年5月18日  
教委告示第1号

(趣旨)

第1条 桶川市立小・中学校に就学している者又は就学しようとしている者のうち、特別な教育的支援を要する児童・生徒を含め、障害のある幼児及び児童・生徒に対し、適正な就学支援を行うため、桶川市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、桶川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 特別支援教育諸学校への入学、及び特別支援学級への教育措置に該当する幼児・児童及び生徒を判断するために必要な資料の収集及び作成
- (2) 特別支援教育諸学校及び特別支援学級において就学することの判断とその支援に関する審議
- (3) 発達障害・情緒障害通級指導教室において通級することの判断とその支援に関する審議
- (4) 市内小・中学校の校内就学相談委員会への指導・助言
- (5) その他、特別支援教育に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育職員
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉事務所職員又は福祉施設職員

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席をもとめて、意見を聞くことができる。

(専門委員)

第6条 委員会に、特別な教育的支援を要する児童・生徒の就学支援に関する専門的

事項について調査研究を行う専門委員を若干名置くことができる。

2 専門委員は、学校職員のうちから教育委員会が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門的事項の調査研究に必要な期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

本要綱の一部を改正し、平成3年12月1日より実施する。

附 則

本要綱の一部を改正し、平成8年4月1日より実施する。

附 則

本要綱の一部を改正し、平成10年4月1日より実施する。

附 則

本要綱の一部を改正し、平成18年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。